

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第十二号）（審査指導課）

一 改正の要旨

- 1 金融機関における小切手等の新規発行停止に伴い、必要な改正を行った。
- 2 指定納付受託者により取り扱われる現金を用いない納付について、必要な改正を行った。
- 3 指定金融機関又は収納代理金融機関が保管する帳簿書類等について電磁的記録により保管することができるよう、必要な改正を行った。
- 4 農業改良資金貸付金の回収方法の変更に伴い、不要となる様式の削除を行った。
- 5 地方自治法の一部改正を踏まえ、地方税共同機構が特定収納事務を行うために必要な様式の追加を行った。

二 施行期日

- 1 一 1 の改正 令和八年三月三十一日
- 2 一 2 から 4 までの改正 令和八年四月一日
- 3 一 5 の改正 令和八年九月二十四日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第十三号）
（審査指導課）

一 改正の要旨

出納員に任命する職の見直し及び行政組織の再編等に伴い、関係規定を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県共用備品管理規則の一部を改正する規則（規則第十四号）（契約・調達管理課）

一 改正の要旨

庁内手続におけるデジタル化の推進を図るため、アナログ的な手法を前提とする規定の見直しを行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第十五号）（人事課）

一 改正の要旨

理容師法に基づく理容所関係事務等を地方機関において行うなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）（DX推進課）

一 改正の要旨

条例等に基づく申請手続等において、県の機関等が情報通信の技術の利用により確認できる場合には、登記事項証明書等の書面添付の省略を可能とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第十七号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

安心▽誇り▽挑戦 ひろしまビジョンの目指す姿の実現に向け、組織の施策推進力・実行力の強化を図るための組織体制の整備等を行い、これに伴う分掌事務の変更及び追加などのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第十八号）（自然環境課）

一 改正の要旨

狩猟に係る事務手続の見直しに伴い、様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年三月三十日

★ 広島県立県民の森管理規則等の一部を改正する規則（規則第十九号）（自然環境課）

一 改正の要旨

次に掲げる規則について、事務の見直しに伴い、関係規定を整理するなど、必要な改正を行った。

- 1 広島県立県民の森管理規則
- 2 自然公園施設管理規則
- 3 広島県立もみのき森林公園管理規則
- 4 広島県立中央森林公園管理規則

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第二十号）（健康危機管理課）

一 改正の要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則が改正され、結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限が見直されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

広島県立広島高等技術専門校電気設備科及び建築インテリア科の定員を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和九年四月一日

★ 広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十
二号）（水産課）

一 改正の要旨

漁業法の一部が改正され、特別管理特定水産資源の漁獲報告に係る規定が新設された
ことに伴い、関係規定を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ 広島県立びんご運動公園管理運営規則の一部を改正する規則（規則第二十三号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

広島県都市公園条例の一部改正に伴い、都市公園に関する申請書等の様式に、アーバンスポーツパークに関する項目を追加する改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日

★ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第二十四号）（建築課）

一 改正の要旨

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部が改正され、耐震性不足等で建替え等をする場合の特定行政庁の許可に高さ制限の特例が追加されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日